平成２６年（フ）第５６０号
神戸市灘区灘南通６丁目１番20号　第２坂田ビル203号、従前の住所神戸市灘区灘南通１丁目３番２号
債務者　伊倉麻里子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８９号
神戸市東灘区御影石町２丁目16番10号　ルコントワール103号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の５　イーストコート８番街１―1801号
債務者　松下　美幸
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９９号
神戸市東灘区御影中町６丁目４番４―406号、従前の住所神戸市垂水区塩屋町字大谷628番地の５
債務者　一針　規昭
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
兵庫県宍粟市山崎町鹿沢204番地１
債務者　山國三保子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第７７５号
名古屋市緑区大高町西丸根179、住民票上の住所愛知県半田市住吉町４丁目３番地の４
債務者　青木　高茂
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０７４号
愛知県名古屋市西区名駅２―29―28　グランデール名古屋204、旧住所名古屋市港区寛政町５丁目29番地　プラシードＡ棟201号
債務者　堀　　達也
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２４８号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟310号
債務者　村上　輝代
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０７号
熊本市中央区九品寺６丁目６番79―208号　コンドミニアム九品寺、前住所熊本市西区野中１丁目６番17号
債務者　井田　和子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９８号
青森市浪館前田４丁目10番20号　秋元方
債務者　相川　敏治
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２４１号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木571番地３
破産者　枡本　　満
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４３号
福岡市南区老司１―17―34パークヒルズ老司702号
破産者　濱口　成志
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０１７号
福岡市東区香椎浜１丁目２番４―203号
破産者　ラ・ベールこと　森田　泰広
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５３号
福岡市南区向新町１丁目11番50―204号
破産者　大穂健太郎
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７７２号
福岡市東区土井２丁目22番１―605号
破産者　インナーショップラビットこと　日高　文恵
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２０号
福岡市早良区藤崎１丁目14番29号、旧住所福岡市南区西長住２丁目29番35―301号
破産者　前田　俊哉
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５３２号
福岡市東区二又瀬新町14番25―707号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字和田字ソン田766―２
破産者　原田　　聡
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９号
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴160番地
破産者　佐々木立資
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第２１号
秋田県能代市落合字中大野台１番地85
破産者　佐藤　恵子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部